

# かすみがうら市ペット霊園の設置の許可等に関する条例（案）

## 【公表資料】

（ページ）

1. 概要	・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2. 条例（案）	・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3. 条例施行規則（案）	・・・・・・・・・・・・・・・・	10
4. 逐条解説	・・・・・・・・・・・・・・・・	41

## かすみがうら市ペット霊園の設置の許可等に関する条例（案）の概要

### I. 条例の目的

現在、ペット大国と言われるほど日本におけるペット飼育者は多く、平成22年度に内閣府が実施した世論調査によると3人に1人がペットを飼育している状況です。また、そのうち約6割の飼い主が飼い犬や猫が死んでしまった際に、その死体の処理をペット葬祭業者に依頼しようと考えているといった状況です。

しかし、そのペット葬祭を業とする事業者に関しては現在直接取り締まる法律がないため、住宅地域に突然ペット火葬場が建設され、焼却による悪臭等が発生するといった事案や、ペット埋葬業者によるペット死骸投棄事件が発生するなど、悪質業者によるトラブルも発生しています。

こうした事案を受け、条例を制定し、ペット霊園等の設置を許可制とする自治体が増えてきています。

このようなことから、動物の遺体の埋葬や焼却施設といったペット霊園の設置による周辺地域の公共衛生に悪影響を及ぼす可能性を考慮し、当市においても基準等を設け許可制とする条例を設け、あらかじめ適切な措置を講じることにより、周辺住民に与える不安を除去し、市民の生活環境の保全を図りたいと考えております。

### II. 対象地域

市内全域を対象とします。

### III. 対象施設

ペット霊園を対象とします。

※ペット霊園とは、焼却施設、墳墓若しくは納骨堂又はこれらを併設する施設をいいます。

### IV. 主な内容

#### (1) 設置許可

ペット霊園を設置しようとする者は、市長の許可を受けなければなりません。また、許可にあたっては、敷地に関する基準、施設及び設備に関する基準に適合する必要があります。

#### (2) 事前協議

申請前に、市との事前協議を行うこととします。

#### (3) 申請者の義務

近隣住民等との紛争を未然に防止するため、申請者に対して、設置等計画地への標識の設置、近隣住民等への説明会の開催等を義務付けます。

#### (4) 立入権限、違反者に対する措置

市長は、職員にペット霊園に立ち入り、必要な調査等をさせることができます。また、条例に違反する設置者に対して勧告、公表、命令等を行うことができるようにします。

#### (5) 既存のペット霊園について

すでに設置されているペット霊園又は設置工事を施工している場合は、条例施行後30日以内に届出をした場合、許可を受けたものとみなします。

かすみがうら市ペット霊園の設置の許可等に関する条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、ペット霊園の設置及び管理が適正に行われるために必要な事項を定めることにより、公衆衛生上市民に与える不安を解消し、もって市民の快適な生活環境の保全に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） ペット 愛がんすることを目的として飼育される動物（化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）第1条第1項に規定する獣畜を除く。）をいう。
- （2） 焼却施設 ペットの死体を焼却する設備を有する施設をいう。
- （3） 墳墓 ペットの死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設をいう。
- （4） 納骨堂 ペットの焼骨を収蔵する施設をいう。
- （5） ペット霊園 焼却施設、墳墓若しくは納骨堂又はこれらを併設する施設をいう。ただし、専ら自己の利用に供する目的で設置するものを除く。
- （6） 近隣住民等 ペット霊園の敷地（設置予定地を含む。以下「敷地」という。）に隣接する土地の所有者及び当該敷地の境界から200メートル以内に建物がある場合における当該建物の所有者、管理者又は占有者をいう。

（設置者の責務）

第3条 ペット霊園を設置する者は、当該ペット霊園の設置及び管理に当たり、市民の生活環境の保全に配慮するとともに、公衆衛生上危害を生ずるこ

とのないよう、必要な措置を講じなければならない。

(事前協議等)

第4条 ペット霊園を設置しようとする者（以下「申請者」という。）は、第11条の規定による申請を行う前に、規則で定める事前協議書を市長に提出し、当該ペット霊園の設置等に関する計画（以下「設置等計画」という。）について、市長と協議しなければならない。

(標識の設置等)

第5条 申請者は、近隣住民等に設置等計画の周知を図るため、設置等計画の内容を記載した標識（以下「標識」という。）を設置しなければならない。

2 申請者は、前項の規定により標識を設置したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

3 申請者は、標識が破損し、汚損し、又は倒壊したときは、速やかに当該標識を修復しなければならない。

(説明会の開催等)

第6条 申請者は、規則で定めるところにより、近隣住民等に対し、設置等計画についての説明会（以下「説明会」という。）を開催しなければならない。

2 申請者は、説明会を開催したときは、速やかにその内容を市長に報告しなければならない。

(近隣住民等との協議等)

第7条 近隣住民等は、規則で定めるところにより、申請者に対し、設置等計画について、意見を申し出ることができる。

2 申請者は、前項の規定による意見の申出があったときは、当該申出をした者と協議し、速やかにその内容を市長に報告しなければならない。

(同意)

第8条 申請者は、設置等計画について、近隣住民等から書面により同意を得

るよう努めなければならない。

(計画の変更)

第9条 申請者は、設置等計画を変更しようとするときは、当該変更に係る内容について市長と協議し、速やかに市長に届け出なければならない。

2 第5条第1項、第6条第1項、第7条及び第8条の規定は、前項の規定による設置等計画の変更について準用する。

(事前協議の終了)

第10条 市長は、申請者が第4条から第9条までに規定する手続きを行い、かつ、これらの内容が適当と認めるときは、申請者に事前協議の終了を通知するものとする。

(許可の申請)

第11条 申請者は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに申請書その他必要な書類を市長に提出するものとする。

(許可の通知等)

第12条 市長は、前条の規定による申請があったときは、内容を審査し、許可又は不許可の決定をし、申請者へ通知するものとする。

2 市長は、前項の許可をする場合には、この条例の目的を達成するために必要な限度において、条件を付することができる。

(許可の基準)

第13条 市長は、ペット霊園が次に掲げる基準に適合するものでなければ、設置の許可をしてはならない。

(1) 設置等計画に係る敷地は、次の基準に適合していること。

ア 市民の生活環境の保全その他公共の福祉の見地から、適当と認められる設置場所であること。

イ 住宅、学校、保育所、病院その他の公共施設の敷地の境界線から敷地の境界線までの距離が100メートル以上離れていること。

ウ ペット霊園を設置しようとする敷地は、河川又は湖沼から相当の距離をとり、必要に応じ、水利権者その他河川、湖沼、水路等の管理者の同意を得ていること。

エ 高燥で、飲料水を汚染するおそれのない土地であること。

(2) ペット霊園の施設及び設備は、次の基準に適合していること。

ア ペット霊園の出入口に施錠可能な門扉が設けられていること。

イ ペット霊園の敷地の境界には、その内側に緩衝帯として緑地が設けられ、かつ、障壁又は樹木の垣根その他の構造物が設けられていること。

ウ ペット霊園内には、駐車場、ごみ集積設備、給水設備及び排水設備が設けられていること。

エ ペットの死体を埋葬する施設でないこと。

(3) 焼却施設の設備は、次の基準に適合していること。

ア 移動できない焼却炉であること。

イ 防臭、防じん及び防音について十分な能力を有するものであること。

ウ 空気取入口及び煙突の先端以外に燃焼室内と外気とが接することがなく、燃焼室において発生するガス（以下「燃焼ガス」という。）の温度が摂氏800度以上の状態で焼却することができるものであること。

エ 燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること。

オ 燃焼室内においてペットの死体が燃焼しているときに、燃焼室にペットの死体を投入する場合には、外気と遮断された状態で、定量ずつペットの死体を燃焼室に投入することができるものであること。

カ 燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること。

キ 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること。

(4) 前各号で定めるもののほか、関係法令の基準に適合していること。

(工事着手届)

第14条 第12条第1項の規定による許可を受けた者（以下「設置者」という。）は、当該許可を受けたペット霊園の工事に着手しようとするときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。

（工事の完了届等）

第15条 設置者は、前条の工事が完了したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係るペット霊園が第13条に規定する許可の基準に適合しているか確認を行うものとする。

（変更の申請等）

第16条 設置者は、第12条第1項の規定による許可を受けたペット霊園の敷地内において新たに焼却施設を設置し、若しくは増設し、又は当該許可を受けたペット霊園の敷地の変更をしようとするときは、申請書その他必要な書類を市長に提出しなければならない。ただし、次項に掲げる変更を除く。

2 設置者は、次の各号に掲げる事項を変更する時は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

（1） 設置者の氏名及び住所（設置者が法人である場合にあっては、当該法人の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

（2） ペット霊園の名称

（3） ペット霊園の敷地の縮小

3 第1項の規定による申請については、第4条から第10条まで及び第12条から第15条までの規定について準用する。

（工事中止届）

第17条 設置者又は前条第1項の規定による変更申請により許可を受けた者は、設置等計画又はペット霊園の工事を中止するときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(廃止の届出)

第18条 設置者は、ペット霊園の全部又は一部を廃止しようとするときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。この場合において、当該ペット霊園の埋蔵又は収蔵されている焼骨の処理について、公衆衛生上適正な措置を講じなければならない。

(地位の承継)

第19条 設置者からペット霊園の権原を譲り受けた者は、当該設置者の地位を承継するものとする。

2 前項の規定により設置者の地位を承継した者は、その事実を証する書類を添えて、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(立入検査等)

第20条 市長は、この条例の目的を達成するために必要な限度において、設置者に対し、ペット霊園の施設及び設備に関する報告を求め、又は職員にペット霊園に立入らせ、調査若しくは検査をさせることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

(勧告及び命令)

第21条 市長は、前条第1項の規定による立入検査の結果、設置者が第13条に規定する許可の基準その他この条例の規定に違反していると認めるときは、設置者に対し期限を定めて必要な措置を講じるよう勧告することができる。

2 市長は、前項に規定する勧告を受けた設置者が当該勧告に係る措置を講じなかったときは、その旨を公表することができる。

3 市長は、前項の規定により公表された設置者が、なお、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該設置者に対し、期限を定めてその勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(許可の取消し)

第22条 市長は、設置者が次の各号のいずれかに該当するときは、設置の許可又は変更許可を取り消すことができる。

- (1) 前条第3項の規定による命令に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により設置の許可又は変更許可を受けたとき。

(使用禁止命令)

第23条 市長は、設置者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該ペット霊園の使用の禁止を命ずることができる。

- (1) 設置の許可又は変更許可を受けずにペット霊園を設置し、変更し、又は使用をしたとき。
- (2) 前条の規定により許可を取り消されたとき。

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(既設ペット霊園の特例)

- 2 この条例の施行の際現にペット霊園を設置し、又は設置に係る工事を施工している者(次項において「既設ペット霊園の設置者等」という。)については、当該設置され、又は当該施工されているペット霊園(次項において「既設ペット霊園」という。)の敷地、施設及び設備に係る部分に限り、第12条第1項の許可を受けたものとみなす。
- 3 既設ペット霊園の設置者等は、この条例の施行の日から30日以内に、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 既設ペット霊園の設置者等の氏名及び住所(設置者が法人である場合

にあつては、当該法人の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名)

- (2) 既設ペット霊園の名称
- (3) 既設ペット霊園の所在地、敷地及び面積
- (4) 既設ペット霊園を設置した年月日（現に設置に係る工事を施工している場合にあつては、当該工事の完了予定年月日）
- (5) 既設ペット霊園の設備、配置図及び構造
- (6) 焼却施設の設備を有する施設にあつては、当該焼却施設の設備の位置、構造、処理能力その他の仕様に関する事項
- (7) 既設ペット霊園の維持管理に関する計画

平成 年かすみがうら市規則第 号

かすみがうら市ペット霊園の設置の許可等に関する条例施行規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、かすみがうら市ペット霊園の設置の許可等に関する条例（平成 年かすみがうら市条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（事前協議の提出書類）

第2条 条例第4条の事前協議書は、かすみがうら市ペット霊園設置等事前協議書（様式第1号）とし、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- （1） 個人にあっては住民票の写し、法人にあっては登記全部事項証明書（履歴事項全部証明書）
- （2） ペット霊園の敷地の用に供する土地の登記事項証明書
- （3） ペット霊園の敷地境界線からの距離が200メートルの範囲内に存する住宅等の敷地との距離を示した図面
- （4） ペット霊園を設置しようとする土地及び隣接地に係る不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する地図に準ずる図面の写し
- （5） 隣接地の土地の所有者及び近隣住民等の名簿
- （6） 既存建物の全部又は一部を使用して納骨堂又は焼却施設を単独で設置し、又は併設したペット霊園を設置する場合にあっては、当該建物の登記事項証明書
- （7） ペット霊園の計画平面図、設備の位置、構造
- （8） 焼却施設の設備を予定する場合は、当該焼却施設の処理能力
- （9） ペット霊園の維持管理についての計画書

(10) その他市長が必要と認める書類

(標識の設置)

第3条 条例第5条第1項の標識は、かすみがうら市ペット霊園設置等計画標識(様式第2号)とする。

2 前項に規定する標識は第5条第1項の説明会の開催日の30日前から工事が完了する日まで設置等計画に係る土地の見やすい場所に設置しなければならない。

(標識設置の届出書)

第4条 条例第5条第2項の規定による届出は、かすみがうら市ペット霊園標識設置届出書(様式第3号)に次に掲げる書類を添付して提出しなければならない。

(1) 案内図

(2) 標識設置位置図

(3) 標識設置状況を撮影した写真

(説明会の開催等)

第5条 条例第6条第1項の説明会は、条例第11条の申請書その他必要な書類を提出しようとする日の60日前までに開催しなければならない。

2 前項の説明会は、次に掲げる事項を記載した書類を配布し、説明しなければならない。

(1) ペット霊園の申請者

(2) ペット霊園の名称及び予定所在地

(3) ペット霊園の施設等の概要

(4) ペット霊園の維持管理の方法

(5) 工事着手予定年月日及び工事完了予定年月日

(6) 工事の方法及び安全対策の概要

(7) 条例第7条第1項に規定する意見の申出の方法及び申出先

- 3 市長は、説明会に関係職員を出席させることができる。
- 4 条例第6条第2項の規定による報告は、かすみがうら市ペット霊園説明会開催報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添付して提出しなければならない。

- (1) 説明会で使用した資料
- (2) 説明会に出席した近隣住民等の名簿
- (3) 説明会の議事録
- (4) その他市長が必要と認める書類  
(近隣住民等との協議)

第6条 条例第7条第1項に規定する意見の申出は、条例第6条第1項に規定する説明会を行った日から30日以内に、口頭又は書面により、申請者に対し行うことができる。

- 2 条例第7条第2項に規定による報告は、かすみがうら市ペット霊園協議内容報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添付して提出しなければならない。

- (1) 協議に使用した資料
- (2) 協議した近隣住民等の名簿
- (3) 協議内容及びその結果について記載した書類
- (4) その他市長が必要と認める書類  
(同意の書面)

第7条 条例第8条の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) ペット霊園の申請者
- (2) ペット霊園の名称及び所在地
- (3) ペット霊園の施設等の概要

- 2 前項の書面には、同意者の住所及び氏名が自署され、その者の押印がされていなければならない。

(計画の変更届)

第8条 条例第9条第1条の規定による届出は、かすみがうら市ペット霊園設置等計画変更届出書(様式第6号)を届け出なければならない。

(事前協議終了の通知書)

第9条 条例第10条の規定による通知は、かすみがうら市ペット霊園設置(変更)事前協議終了通知書(様式第7号)によるものとする。

(許可の申請書等)

第10条 条例第11条の申請書その他必要な書類は、次に掲げるものとする。

- (1) かすみがうら市ペット霊園設置許可申請書(様式第8号)
- (2) 第2条各号に規定する書類
- (3) 第5条第4項に規定する書類
- (4) 第6条第2項に規定する書類
- (5) 第7条に規定する書面
- (6) その他市長が必要と認める書類

(許可書等)

第11条 条例第12条第1項の規定による通知は、かすみがうら市ペット霊園設置(変更)に係る通知書(様式第9号)によるものとする。

(工事着手の届出書)

第12条 条例第14条の規定による届出は、かすみがうら市ペット霊園設置(変更)工事着手届出書(様式第10号)を届け出なければならない。

(工事完了の届出書)

第13条 条例第15条第1項の規定による届出は、かすみがうら市ペット霊園設置(変更)工事完了届出書(様式第11号)を届け出なければならない。

(変更許可の申請書)

第14条 条例第16条第1項の申請書その他必要な書類は、次に掲げるもの

とする。

- (1) かすみがうら市ペット霊園変更許可申請書（様式第12号）
- (2) 第2条各号に規定する書類
- (3) 第5条第4項に規定する書類
- (4) 第6条第2項に規定する書類
- (5) 第7条に規定する書面
- (6) その他市長が必要と認める書類

（変更の届出書）

第15条 条例第16条第2項の規定による届出は、かすみがうら市ペット霊園変更届出書（様式第13号）を届け出なければならない。

（中止の届出書）

第16条 条例第17条の規定による中止の届出は、かすみがうら市ペット霊園設置中止届出書（様式第14号）を届け出なければならない。

（廃止の届出書）

第17条 条例第18条の規定による廃止の届出は、かすみがうら市ペット霊園廃止届出書（様式第15号）を届け出なければならない。

（地位の継承の届出書）

第18条 条例第19条第2項の規定による届出は、かすみがうら市ペット霊園地位継承届出書（様式第16号）を届け出なければならない。

（身分証明書）

第19条 条例第20条第2項の身分を示す証明書は、身分証明書（様式第17号）とする。

（勧告）

第20条 条例第21条第1項の規定による勧告は、かすみがうら市ペット霊園改善勧告書（様式第18号）により行うものとする。

（公表）

第21条 条例第21条第2項の規定による公表は、かすみがうら市公告式条例（平成17年かすみがうら市条例第3号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示するほか市広報紙への掲載その他適当と認められる方法により行うものとする。

（命令）

第22条 条例第21条第3項の規定による命令は、かすみがうら市ペット霊園改善命令書（様式第19号）により行うものとする。

（許可の取消し）

第23条 条例第22条の規定による許可の取消しは、かすみがうら市ペット霊園設置許可取消通知書（様式第20号）により行うものとする。

（禁止命令書）

第24条 条例第23条の規定による使用禁止命令は、かすみがうら市ペット霊園使用禁止命令書（様式第21号）により行うものとする。

（その他）

第26条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成25年7月1日から施行する。

(表)

<p>かすみがうら市ペット霊園設置等事前協議書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(あて先) かすみがうら市長</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">申請者 住所 名称 代表者名 電話番号</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">⑩</p> <p>ペット霊園の設置等について事前協議をしたいので、かすみがうら市ペット霊園の設置の許可等に関する条例第4条の規定により、関係書類を添えて提出します。</p>		
ペット霊園の名称		
ペット霊園の敷地	地番	
	登記地目	
	登記地積	
	土地の現況	
協議の区分	設置 ・ 変更	
ペット霊園の施設概要	焼却施設	焼却炉 基
	墳墓	区画
	納骨堂	
	駐車台数	台
	管理棟等	
標識の設置予定日	年 月 日	
説明会開催予定日	年 月 日	
申請予定日	年 月 日	
工事着手予定日	年 月 日	
工事完了予定日	年 月 日	

裏面あり

(裏)

ペット霊園を設置する目的	
ペット霊園の維持管理の方法	
既存のペット 霊園の施設の 概要 (※変更の場 合のみ記入す ること。)	変更事項
	変更前
	変更後
	変更を要する理由
※事務処理欄(この欄は、記入しないでください。)	

様式第2号(第3条関係)

		90センチメートル以上	
かすみがうら市ペット霊園設置等計画標識			
名称			
所在地			
種類		焼却施設 ・ 墳墓 ・ 納骨堂	
施設等の概要	敷地面積		m <sup>2</sup>
	緑地面積		m <sup>2</sup>
	建築面積		m <sup>2</sup>
	延床面積		m <sup>2</sup>
	階数		
	焼却施設	焼却炉	基
	墳墓の区画数		区画
	納骨堂の収蔵可能数		
	自動車駐車場台数		台
	その他附属する施設		
工事着手予定日		年 月 日	
工事完了予定日		年 月 日	
申請者	氏名(名称)		
	住所(所在地)		
	電話番号		
工事施工予定者	氏名(名称)		
	住所(所在地)		
	電話番号		
現場責任予定者	氏名(名称)		
	住所(所在地)		
	電話番号		
標識設置年月日		年 月 日	
<p>この標識は、かすみがうら市ペット霊園の設置の許可等に関する条例第5条第1項の規定により設置したものです。</p> <p>[連絡先]</p> <p>住所</p> <p>氏名</p> <p>電話番号</p>			

120センチメートル以上

様式第3号(第4条関係)

<p>かすみがうら市ペット霊園標識設置届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(あて先) かすみがうら市長</p> <p style="text-align: right;">申請者 住所 名称 代表者名 ④ 電話番号</p> <p>かすみがうら市ペット霊園の設置の許可等に関する条例第5条第2項の規定により、 次のとおり届け出ます。</p>	
標識設置年月日	年 月 日
ペット霊園の名称	
ペット霊園の所在地	
※事務処理欄(この欄は、記入しないでください。)	

添付書類

- (1) 案内図
- (2) 標識設置位置図
- (3) 標識設置状況を撮影した写真

様式第4号(第5条関係)

<p>かすみがうら市ペット霊園説明会開催報告書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(あて先) かすみがうら市長</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">申請者 住所 名称 代表者名 電話番号</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">⑩</p> <p>かすみがうら市ペット霊園の設置の許可等に関する条例第6条第2項の規定により、次のとおり報告します。</p>		
ペット霊園の名称		
ペット霊園の所在地		
説明会開催の日時及び場所等	開催日時	年 月 日( ) 時 ~ 時
	開催場所	
	説明者	
説明会の概要		
近隣住民等の意見		

添付書類

- (1) 説明会で使用した資料
- (2) 説明会に出席した近隣住民等の名簿
- (3) 説明会の議事録
- (4) その他

様式第5号(第6条関係)

<p>かすみがうら市ペット霊園協議内容報告書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(あて先) かすみがうら市長</p> <p style="text-align: right;">申請者 住所 名称 代表者名 電話番号</p> <p style="text-align: right;">⑩</p> <p>かすみがうら市ペット霊園の設置の許可等に関する条例第7条第2項の規定により、 次のとおり報告します。</p>		
ペット霊園の名称		
ペット霊園の所在地		
協議した日時及び場所	日時	年 月 日( ) 時 ~ 時
	場所	
	協議者	
近隣住民等の意見及び協議内容		
協議結果		

添付書類

- (1) 協議に使用した資料
- (2) 協議した近隣住民等の名簿
- (3) 協議の内容及びその結果について記載した書類
- (4) その他

様式第6号(第8条関係)

<p>かすみがうら市ペット霊園設置等計画変更届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(あて先) かすみがうら市長</p> <p style="text-align: right;">申請者 住所 名称 代表者名 ④ 電話番号</p> <p>かすみがうら市ペット霊園の設置の許可等に関する条例第9条第1項の規定により、 次のとおり届け出ます。</p>	
ペット霊園の名称	
ペット霊園の所在地	
変更事項	
変更理由	
※事務処理欄(この欄は、記入しないでください。)	

かすみがうら市ペット霊園設置(変更)事前協議終了通知書

第 号  
年 月 日

様

かすみがうら市長



年 月 日から協議中の下記ペット霊園については、事前協議が終了したことをかすみがうら市ペット霊園の設置の許可等に関する条例第10条の規定により通知します。

記

1. ペット霊園の名称
2. ペット霊園の所在地
3. 協議終了の条件

(表)

<p>かすみがうら市ペット霊園設置許可申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(あて先) かすみがうら市長</p> <p style="text-align: right;">住所 名称 代表者名 ㊤ 電話番号</p> <p>かすみがうら市ペット霊園の設置の許可等に関する条例第11条の規定により、次のとおり申請します。</p>				
ペット霊園の名称				
ペット霊園の所在地				
ペット霊園の種類	焼却施設 ・ 墳墓 ・ 納骨堂			
工事着手予定日	年 月 日			
工事完了予定日	年 月 日			
施設の概要	敷地面積	m <sup>2</sup>		
	緑地面積	m <sup>2</sup>		
	建築面積	納骨堂		
		焼却施設		
		管理棟		
	延べ面積	納骨堂		
		焼却施設		
		管理棟		
	階数	納骨堂		
焼却施設				
管理棟				

裏面あり

(裏)

施設の概要	焼却施設	焼却炉	基
	墳墓	区画数	区画
		面積	m <sup>2</sup>
	納骨堂	収蔵可能数	
	駐車台数		
ペット霊園を設置する目的			
※事務処理欄(この欄は、記入しないでください。)			

(表)

<p>かすみがうら市ペット霊園設置(変更)に係る通知書</p>	
<p>第 年 月 日 号</p>	
<p>様</p>	
<p>かすみがうら市長 <span style="float: right;">印</span></p>	
<p>年 月 日付けのかすみがうら市ペット霊園設置(変更)許可申請については、かすみがうら市ペット霊園の設置の許可等に関する条例第12条第1項の規定により、下記のとおり通知します。</p>	
<p>記</p>	
申請に対する決定	許可 ・ 不許可
ペット霊園の名称	
ペット霊園の所在地	
ペット霊園の種類	焼却施設 ・ 墳墓 ・ 納骨堂
許可番号	第 号
許可の条件(不許可の理由)	
<p>教 示</p>	
<p>1 異議申立てについて                  この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、かすみがうら市長に対して異議申立てをすることができます。                  ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審異議申立てをすることができなくなります。</p>	

裏面あり

(裏)

2 取消訴訟について

この処分取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、かすみがうら市を被告として、訴えを提起しなければなりません。この場合、訴訟においてかすみがうら市を代表する者はかすみがうら市長となります。

ただし、この処分があったことを知った日(1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日(1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第10号(第12条関係)

<p>かすみがうら市ペット霊園設置(変更)工事着手届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(あて先) かすみがうら市長</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">住所 名称 代表者名 ㊟ 電話番号</p> <p>かすみがうら市ペット霊園の設置の許可等に関する条例第14条の規定により、次のとおり届け出ます。</p>		
許可年月日	年 月 日	
許可番号	第 号	
ペット霊園の名称		
ペット霊園の所在地		
工事着手日	年 月 日	
工事完成予定日	年 月 日	
工事施工業者	名称	
	所在地	
	現場責任者氏名	
	現場責任者連絡先	
<p>※事務処理欄(この欄は、記入しないでください。)</p>		

様式第11号(第13条関係)

<p>かすみがうら市ペット霊園設置(変更)工事完了届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(あて先) かすみがうら市長</p> <p style="text-align: right;">住所 名称 代表者名 ㊟ 電話番号</p> <p>かすみがうら市ペット霊園の設置の許可等に関する条例第15条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。</p>	
許可年月日	年 月 日
許可番号	第 号
ペット霊園の名称	
ペット霊園の所在地	
工事完了年月日	年 月 日
<p>※事務処理欄(この欄は、記入しないでください。)</p>	

様式第12号(第14条関係)

<p>かすみがうら市ペット霊園変更許可申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(あて先) かすみがうら市長</p> <p style="text-align: right;">住所 名称 代表者名 ㊟ 電話番号</p> <p>かすみがうら市ペット霊園の設置の許可等に関する条例第16条第1項の規定により、次のとおり申請します。</p>	
ペット霊園の名称	
ペット霊園の所在地	
許可年月日	年 月 日
許可番号	第 号
変更申請の区分	焼却施設の( 新設 ・ 増設 ) ・ 敷地の変更
変更の概要	
変更を必要とする理由	
変更予定日	年 月 日
<p>※事務処理欄(この欄は、記入しないでください。)</p>	

様式第13号(第15条関係)

<p>かすみがうら市ペット霊園変更届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(あて先) かすみがうら市長</p> <p style="text-align: right;">住所 名称 代表者名 電話番号</p> <p style="text-align: right;">㊟</p> <p>かすみがうら市ペット霊園の設置の許可等に関する条例第16条第2項の規定により、次のとおり届出します。</p>		
許可年月日	年 月 日	
許可番号	第 号	
設置者の氏名及び住所 (法人である場合は、 その名称及び主たる事 務所の所在地並びに代 表者の氏名)	変更前	
	変更後	
ペット霊園の名称	変更前	
	変更後	
敷地の縮小内容	変更前	
	変更後	
変更を必要とする理由		
変更予定日	年 月 日	
<p>※事務処理欄(この欄は、記入しないでください。)</p>		

様式第14号(第16条関係)

<p>かすみがうら市ペット霊園設置中止届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(あて先) かすみがうら市長</p> <p style="text-align: right;">住所 名称 代表者名 ㊟ 電話番号</p> <p>かすみがうら市ペット霊園の設置の許可等に関する条例第17条の規定により、次のとおり届け出ます。</p>	
ペット霊園の名称	
ペット霊園の所在地	
許可年月日	年 月 日
許可番号	
設置等中止年月日	年 月 日
設置等を中止した理由	
<p>※事務処理欄(この欄は、記入しないでください。)</p>	

様式第15号(第17条関係)

<p>かすみがうら市ペット霊園廃止届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(あて先) かすみがうら市長</p> <p style="text-align: right;">住所 名称 代表者名 電話番号</p> <p style="text-align: right;">㊟</p> <p>かすみがうら市ペット霊園の設置の許可等に関する条例第18条の規定により、次のとおり届け出ます。</p>	
ペット霊園の名称	
ペット霊園の所在地	
許可番号	
許可年月日	年 月 日
廃止年月日	年 月 日
廃止の理由	
埋蔵又は収蔵されている焼骨の対応	
<p>※事務処理欄(この欄は、記入しないでください。)</p>	

様式第16号(第18条関係)

かすみがうら市ペット霊園地位承継届出書		
年 月 日		
(あて先) かすみがうら市長		
住所 名称 代表者名 電話番号		
㊟		
かすみがうら市ペット霊園の設置の許可等に関する条例第19条第2項の規定により、関係書類を添えて、次のとおり届け出ます。		
ペット霊園の名称		
ペット霊園の所在地		
許可年月日	年 月 日	
許可番号	第 号	
承継した事業者	氏名(名称)	
	住所(所在地)	
	電話番号	
譲渡した事業者	氏名(名称)	
	住所(所在地)	
	電話番号	
承継の原因		
承継年月日	年 月 日	
※事務処理欄(この欄は、記入しないでください。)		

添付書類

- ・承継の事実を証する書面

様式第17号(第19条関係)

(表)		
9センチメートル		
6センチ メートル	第 号	
	立 入 検 査 証	
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">(写真)</td> <td>                 所属 職名 氏名                   年 月 日生             </td> </tr> </table>	(写真)
(写真)	所属 職名 氏名  年 月 日生	
上記の者は、かすみがうら市ペット霊園の設置の許可等に関する条例 第20条第2項の規定による立入検査を行う者であることを証明する。  年 月 日  かすみがうら市長 <span style="float: right;">印</span>		

(裏)

かすみがうら市ペット霊園の設置の許可等に関する条例(抜粋)  (立入検査等) 第20条 市長は、この条例の目的を達成するために必要な限度において、設置者に対し、ペット霊園の施設及び設備に関する報告を求め、又は職員にペット霊園に立入り、設備、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。 2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。 <del>3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</del>
--

様式第18号(第20条関係)

<p>かすみがうら市ペット霊園改善勧告書</p>	
<p>第 年 月 日 号</p>	
<p>様</p>	
<p>かすみがうら市長 <span style="float: right;">印</span></p>	
<p>かすみがうら市ペット霊園の設置の許可等に関する条例第21条第1項の規定により、下記のとおり改善を勧告します。</p>	
許可年月日	年 月 日
許可番号	第 号
改善勧告内容	
改善勧告理由	
改善期限	年 月 日
<p>※事務処理欄(この欄は、記入しないでください。)</p>	

様式第19号(第22条関係)

(表)

かすみがうら市ペット霊園改善命令書  第 年 月 日 号  様  かすみがうら市長 <span style="float: right;">印</span>  かすみがうら市ペット霊園の設置の許可等に関する条例第21条第3項の規定により、下記のとおり改善を命令します。	
許可年月日	年 月 日
許可番号	第 号
改善命令内容	
改善命令理由	
改善期限	年 月 日

裏面あり

(裏)

教 示

1 異議申立てについて

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、かすみがうら市長に対して異議申立てをすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審異議申立てをすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、かすみがうら市を被告として、訴えを提起しなければなりません。この場合、訴訟においてかすみがうら市を代表する者はかすみがうら市長となります。

ただし、この処分があったことを知った日(1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日(1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第20号(第23条関係)

<p>かすみがうら市ペット霊園設置等許可取消通知書</p> <p style="text-align: right;">第 年 月 日 号</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">かすみがうら市長 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span></p> <p>かすみがうら市ペット霊園の設置の許可等に関する条例第22条の規定により、下記のとおり許可を取り消したので通知します。</p>	
許可年月日	年 月 日
許可番号	第 号
取消年月日	年 月 日
取消理由	
<p>教 示</p> <p>1 異議申立てについて                  この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、かすみがうら市長に対して異議申立てをすることができます。                  ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審異議申立てをすることができなくなります。</p> <p>2 取消訴訟について                  この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、かすみがうら市を被告として、訴えを提起しなければなりません。この場合、訴訟においてかすみがうら市を代表する者はかすみがうら市長となります。                  ただし、この処分があったことを知った日(1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日(1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p>	

様式第 21 号(第 24 条関係)

<p>かすみがうら市ペット霊園使用禁止命令書</p> <p style="text-align: right;">第 年 月 日 号</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: center;">かすみがうら市長 <span style="float: right;">印</span></p> <p>かすみがうら市ペット霊園の設置の許可等に関する条例第 2 3 条の規定により、下記のとおり命令します。</p>	
許可年月日	年 月 日
許可番号	第 号
命令内容	
命令理由	
<p>教 示</p> <p>1 異議申立てについて          この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、かすみがうら市長に対して異議申立てをすることができます。          ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審異議申立てをすることができなくなります。</p> <p>2 取消訴訟について          この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して 6 箇月以内に、かすみがうら市を被告として、訴えを提起しなければなりません。この場合、訴訟においてかすみがうら市を代表する者はかすみがうら市長となります。          ただし、この処分があったことを知った日(1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して 6 箇月以内であっても、この処分の日(1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して 1 年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p>	

## かすみがうら市ペット霊園の設置の許可等に関する条例（案）逐条解説

### （目的）

第1条 この条例は、ペット霊園の設置及び管理が適正に行われるために必要な事項を定めることにより、公衆衛生上市民に与える不安を解消し、もって市民の快適な生活環境の保全に資することを目的とする。

### 【趣旨】

この条例の目的を明らかにしたものです。

### 【解説】

ペット霊園は、動物の焼骨の埋葬等をする施設であることから、その設置場所や周辺地域における土壌や地下水の汚染等により、周辺地域の公衆衛生に悪影響を及ぼす可能性があります。また、焼却施設を伴う場合には、焼却による大気汚染や悪臭等の発生も考えられます。これらに対して一定の基準を設け、ペット霊園の設置及び管理が適正に行われるよう、必要な事項を定めます。

### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ペット 愛がんすることを目的として飼育される動物（化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）第1条第1項に規定する獣畜を除く。）をいう。
- (2) 焼却施設 ペットの死体を焼却する設備を有する施設をいう。
- (3) 墳墓 ペットの死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設をいう。
- (4) 納骨堂 ペットの焼骨を収蔵する施設をいう。
- (5) ペット霊園 焼却施設、墳墓若しくは納骨堂又はこれらを併設する施設をいう。ただし、専ら自己の利用に供する目的で設置するものを除く。
- (6) 近隣住民等 ペット霊園の敷地（設置予定地を含む。以下「敷地」という。）に隣接する土地の所有者及び当該敷地の境界から200メートル以内に建物がある場合における当該建物の所有者、管理者又は占有者をいう。

### 【趣旨】

この条例で使用する用語を解説しています。

### 【解説】

- (1) ペット

愛玩することを目的として飼育される動物（家畜は含みません。）をいいます。

(2) 焼却施設

ペットの死体を葬るために、これを焼却する設備を有する施設をいいます。

(3) 墳墓

ペットの死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設をいいます。

(4) 納骨堂

ペットの焼骨を収蔵する施設をいいます。

(5) ペット霊園

焼却施設、墳墓若しくは納骨堂又はこれらを併設する施設をいいます。ただし、個人が自己の土地にペットを埋葬する場合は、ペット霊園に含まれないこととしています。

(6) 近隣住民等

この条例では、第6条においてペット霊園を設置する場合は近隣住民等へ説明会の開催を義務付けています。また、第7条では近隣住民等は申請者に意見を申し出ることができるとしており、第8条では近隣住民等からの同意の取得を努力義務としています。これらの場合の近隣住民等を定義したものです。

なお、焼却施設から発生するばい煙や悪臭が近隣住民の生活環境に悪影響を及ぼす可能性があることから、第13条において住宅等からペット霊園の敷地境界までの距離を100メートル以上としました。100メートル未満には居住する市民は存在しないので、100メートルよりも更に距離をとり200メートルとしています。

(設置者の責務)

第3条 ペット霊園を設置する者は、当該ペット霊園の設置及び管理に当たり、市民の生活環境の保全に配慮するとともに、公衆衛生上危害を生ずることのないよう、必要な措置を講じるものとする。

【趣旨】

ペット霊園の設置者の責務を定めたものです。

【解説】

この条例の目的を果たすため、ペット霊園の設置等に当たっては市民の生活環境に十分考慮するとともに、維持管理においても公衆衛生上危害を生ずることがないように、必要な措置を講じることを義務としています。

(事前協議等)

第4条 ペット霊園を設置しようとする者（以下「申請者」という。）は、第1

1 条の規定による申請を行う前に、規則で定める事前協議書を市長に提出し、当該ペット霊園の設置等に関する計画（以下「設置等計画」という。）について、市長と協議しなければならない。

**【趣旨】**

ペット霊園設置等の際の事前協議について定めたものです。

**【解説】**

ペット霊園の設置等の申請をしようとする場合は、事前協議を行わなければなりません。

（標識の設置等）

第5条 申請者は、近隣住民等に設置等計画の周知を図るため、設置等計画の内容を記載した標識（以下「標識」という。）を設置しなければならない。

2 申請者は、前項の規定により標識を設置したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

3 申請者は、標識が破損し、汚損し、又は倒壊したときは、速やかに当該標識を修復しなければならない。

**【趣旨】**

ペット霊園設置計画予定地に設置する標識について定めたものです。

**【解説】**

申請者は、説明会を行う前に、設置計画予定地に標識を設置し、近隣住民等にペット霊園の設置等についての計画をあらかじめ周知しなければならないとしたものです。また、設置場所や設置状態について市長に届け出なければなりません。

なお、設置した標識が破損等した場合は、修復しなければなりません。

（説明会の開催等）

第6条 申請者は、規則で定めるところにより、近隣住民等に対し、設置等計画についての説明会（以下「説明会」という。）を開催しなければならない。

2 申請者は、説明会を開催したときは、速やかにその内容を市長に報告しなければならない。

**【趣旨】**

ペット霊園の設置等計画について、近隣住民への説明会について定めたものです。

**【解説】**

申請者は公衆衛生上近隣住民等に与える不安を解消するため、説明会を開催し近隣住民等からペット霊園の設置等に対して理解を得られるように努めなければなりません。

また、説明会の内容は市長に報告しなければなりません。

(近隣住民等との協議等)

第7条 近隣住民等は、規則で定めるところにより、申請者に対し、設置等計画について、意見を申し出ることができる。

2 申請者は、前項の規定による意見の申出があったときは、当該申出をした者と協議し、速やかにその内容を市長に報告しなければならない。

**【趣旨】**

近隣住民等が申請者に対し意見を申し出ることができることを定めたものです。

**【解説】**

ペット霊園の設置等に関して、申請者の一方的な説明だけでなく、近隣住民等からも意見を申し出ることができることとし、その申し出に対して申請者が協議することも義務付けすることによって、申請者と近隣住民等の双方が話し合い、合意形成を図ることによってトラブルを防止しようとするものです。

また、申請者は協議結果について市長に報告しなければなりません。

(同意)

第8条 申請者は、設置等計画について、近隣住民等から書面により同意を得るよう努めなければならない。

**【趣旨】**

申請者が近隣住民等から得る同意について定めたものです。

**【解説】**

申請者と近隣住民等の双方が話し合い、合意形成を図った結果を同意書面とし、相互理解の結果とすることによってトラブルを防止しようとするものです。

(計画の変更)

第9条 第5条第1項の標識を設置した後に設置等計画に変更が生じるときは、当該変更に係る内容について市長と協議し、速やかにその旨を市長に届け出るとともに、標識の当該変更に係る部分を修正しなければならない。

- 2 第6条第1項の説明会の開催後に前項の変更が生じるときは、同項の規定による届出を行うとともに、当該変更に係る内容について近隣住民等に説明しなければならない。
- 3 第6条第2項及び第7条の規定は、前項の規定による計画の変更に係る説明について準用する。

**【趣旨】**

標識の設置後や説明会の開催後に設置等計画に変更が生じた場合の届け出について定めたものです。

**【解説】**

標識の設置後に設置等計画の変更が生じた場合、当初の計画内容と異なった計画となり、標識の掲載内容とも食い違いが生じてしまうことから、市長と再度変更後の計画について協議しなければならないこととしました。また、変更に伴う標識の修正も義務付けしました。

また、近隣住民等への説明会後に設置等計画が変更した場合、前回の近隣住民等への説明会や協議内容と違った内容となり、トラブルの原因となることから、説明会後の変更の場合は再度説明会を開催しなければなりません。

なお、初回の説明会や協議と同様に、変更後の説明会の報告、近隣住民等との協議内容について報告することも義務付けられています。

(事前協議の終了)

第10条 市長は、申請者が第4条から第9条までに規定する手続きを行い、かつ、これらの内容が適当と認めるときは、申請者に事前協議の終了を通知するものとする。

(許可の申請)

第11条 申請者は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに申請書その他必要な書類を市長に提出しなければならない。

**【趣旨】**

ペット霊園の設置に関しての許可申請について定めたものです。

**【解説】**

ペット霊園の設置については、この条例の目的を達成するために許可制としました。許可制とすることによって、利用者は利用するペット霊園が市の基準を満たし許可を得た施設であるかどうか判断することができます。

(許可の通知等)

第12条 市長は、前条の規定による申請があったときは、内容を審査し、許可又は不許可の決定をし、申請者へ通知するものとする。

2 市長は、前項の許可をする場合には、この条例の目的を達成するために必要な限度において、条件を付することができる。

【趣旨】

許可申請があったときの内容審査や許可決定の通知について定めたものです。

【解説】

第11条で提出された申請を審査し、その結果を申請者に通知することとしています。

また、この条例の目的を達成するために必要な限度において、許可に条件を付けることができることとしています。

(許可の基準)

第13条 市長は、ペット霊園が次に掲げる基準に適合するものでなければ、設置の許可をしてはならない。

(1) 設置等計画に係る敷地は、次の基準に適合していること。

ア 市民の生活環境の保全その他公共の福祉の見地から、適当と認められる設置場所であること。

イ 住宅、学校、保育所、病院その他の公共施設の敷地の境界線から敷地の境界線までの距離が100メートル以上離れていること。

ウ ペット霊園を設置しようとする敷地は、河川又は湖沼から相当の距離をとり、必要に応じ、水利権者その他河川、湖沼、水路等の管理者の同意を得ていること。

エ 高燥で、飲料水を汚染するおそれのない土地であること。

(2) ペット霊園の施設及び設備は、次の基準に適合していること。

ア ペット霊園の出入口に施錠可能な門扉が設けられていること。

イ ペット霊園の敷地の境界には、その内側に緩衝帯として緑地が設けられ、かつ、障壁又は樹木の垣根その他の構造物が設けられていること。

ウ ペット霊園内には、駐車場、ごみ集積設備、給水設備及び排水設備が設けられていること。

エ ペットの死体を埋葬する施設でないこと。

(3) 焼却施設の設備は、次の基準に適合していること。

ア 移動できない焼却炉であること。

イ 防臭、防じん及び防音について十分な能力を有するものであること。

- ウ 空気取入口及び煙突の先端以外に燃焼室内と外気とが接することがなく、燃焼室において発生するガス(以下「燃焼ガス」という。)の温度が摂氏 800 度以上の状態で焼却することができるものであること。
  - エ 燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること。
  - オ 燃焼室内においてペットの死体が燃焼しているときに、燃焼室にペットの死体を投入する場合には、外気と遮断された状態で、定量ずつペットの死体を燃焼室に投入することができるものであること。
  - カ 燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること。
  - キ 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること。
- (4) 前各号で定めるもののほか、関係法令の基準に適合していること。

**【趣旨】**

ペット霊園の設置等をする際の基準について定めたものです。

**【解説】**

この条例では、この条件を満たしていないペット霊園の設置等を許可することができません。

(1) ペット霊園の立地の要件についてはアからエの基準を満たしていることとします。

ア 立地の包括的な条件を定めたものです。

イ ペット霊園の敷地境界線から住宅等までの距離は、かすみがうら市墓地等の経営許可等に関する条例第9条第1号において、国道、県道その他の主要道路、鉄道、軌道、河川、学校、病院又は人家から100メートル以上の距離にあることと定められているため、この距離を準用しました。

ウ 河川、湖沼、水路等の公共用水域の汚染を招かないよう定めたものです。放流同意が必要な場合には、管理者の同意する旨の書類が添付されることが必要です。

エ かすみがうら市墓地等の経営許可等に関する条例第9条第1号の規定を準用したものです。

(2) ペット霊園の施設及び設備について定めたものです。

ア ペット霊園には焼却施設を有する場合もあるため、閉園時の安全管理上、施錠可能な門扉を設けることを条件としています。

イ 周辺環境を考慮して、敷地境界の内側に緑地による緩衝帯を設け、障壁又は樹木の垣根その他の構造物を設けるものとしています。

ウ ペット霊園の付帯設備について定めたものです。路上駐車による交

通の妨げを予防するために駐車場の設置を義務付けています。また、適切なごみ処理のために集積所の設置を義務付けています。さらに、給排水設備を完備させることで、周辺の水質汚濁防止を図っています。

エ 動物の死体を直接埋葬した場合、土壌に与える影響が懸念されるため、ペットの焼骨を埋蔵し、又は収蔵する施設に限定しています。

(3) ペット霊園の施設のうち、焼却施設について定めたものです。

ア 移動式の焼却炉は認めていません。

イ 焼却施設について包括的な条件を定めています。

ウ～キ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第1条の7に定める一般廃棄物を焼却する焼却設備の構造を準用しています。

(4) この条例に定めるもののほか、関係法令の基準に適合していることを定めたものです。

#### (工事着手届)

第14条 第12条第1項の規定による許可を受けた者（以下「設置者」という。）は、当該許可を受けたペット霊園の工事に着手しようとするときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。

#### (工事の完了届等)

第15条 設置者は、前条の工事が完了したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係るペット霊園が第13条に規定する許可の基準に適合しているか確認を行うものとする。

#### 【趣旨】

許可を受けたペット霊園の設置等に係る工事の着手時、完了時の届出について定めたものです。

#### 【解説】

許可を受けたペット霊園の設置等に係る工事の着手、完了に当たっては、市長にその旨を届け出なければなりません。

また、工事が完了した際に、市長はペット霊園が許可基準に適合しているかどうか、申請内容と合致しているかどうかを確認します。

(変更の申請等)

第16条 設置者は、第12条第1項の規定による許可を受けたペット霊園の敷地内において新たに焼却施設を設置し、若しくは増設し、又は当該許可を受けたペット霊園の敷地の変更をしようとするときは、申請書その他必要な書類を市長に提出しなければならない。ただし、次項に掲げる変更を除く。

2 設置者は、次の各号に掲げる事項を変更する時は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 設置者の氏名及び住所（設置者が法人である場合にあっては、当該法人の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

(2) ペット霊園の名称

(3) ペット霊園の敷地の縮小

3 第1項の規定による申請については、第4条から第10条まで及び第12条から第15条までの規定について準用する。

**【趣旨】**

許可を受けたペット霊園に変更があった場合の変更許可申請等について定めたものです。

**【解説】**

許可を受けたペット霊園であっても、霊園内に新たに焼却施設を設けたり、増設したりする場合や、霊園の敷地を広げる場合は変更許可申請が必要になります。

また、設置者の氏名や住所（法人である場合は当該法人の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）やペット霊園の名称、ペット霊園の敷地を縮小する場合は変更届を提出しなければなりません。

(工事中止届)

第17条 設置者又は前条第1項の規定による変更申請により許可を受けた者は、設置等計画又はペット霊園の工事を中止するときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

**【趣旨】**

許可を受けたペット霊園の設置等に係る計画又は工事の中止時の届出について定めたものです。

**【解説】**

許可を受けたペット霊園の設置等に係る計画又は工事の中止をする時は、市長に届け出なければなりません。

(廃止の届出)

第18条 設置者は、ペット霊園の全部又は一部を廃止しようとするときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。この場合において、当該ペット霊園の埋蔵又は収蔵されている焼骨の処理について、公衆衛生上適正な措置を講じなければならない。

【趣旨】

ペット霊園の廃止の手続きについて定めたものです。

【解説】

ペット霊園の全部又はその一部を廃止する場合は届け出が必要になります。また、その廃止された施設等に埋蔵又は収蔵されている焼骨については、公衆衛生上適切な措置を講じなければなりません。

(地位の承継)

第19条 設置者からペット霊園の権原を譲り受けた者は、当該設置者の地位を承継するものとする。

2 前項の規定により設置者の地位を承継した者は、その事実を証する書類を添えて、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(立入検査等)

第20条 市長は、この条例の目的を達成するために必要な限度において、設置者に対し、ペット霊園の施設及び設備に関する報告を求め、又は職員にペット霊園に立入らせ、調査若しくは検査をさせることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

【趣旨】

設置されたペット霊園への立入検査及び報告の徴取について定めたものです。

【解説】

ペット霊園が設置されたあと、その運営状況が適正に行われているかどうか、許可権者として立ち入り検査や報告を求めることができます。

(勧告及び命令)

第21条 市長は、前条第1項の規定による立入検査の結果、設置者が第13条に規定する許可の基準その他この条例の規定に違反していると認めるときは、設置者に対し期限を定めて必要な措置を講じるよう勧告することができます。

る。

- 2 市長は、前項に規定する勧告を受けた設置者が当該勧告に係る措置を講じなかったときは、その旨を公表することができる。
- 3 市長は、前項の規定により公表された設置者が、なお、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該設置者に対し、期限を定めてその勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

**【趣旨】**

ペット霊園がこの条例に規定する許可の基準等に違反している場合の勧告や公表、命令について定めたものです。

**【解説】**

立入検査の結果、ペット霊園がこの条例に規定する基準等に違反している場合は設置者に対して必要な措置を講じるように勧告することができます。

また、勧告を受けた設置者がその勧告に従わなかった場合は、設置者の氏名やペット霊園の名称及び違反事項や勧告事項を公表することができます。

なお、公表された後において、なお、正当な理由がなく必要な措置を取らなかった場合は、設置者に対して必要な措置を講じるよう命じることができます。

(許可の取消し)

第22条 市長は、設置者が次の各号のいずれかに該当するときは、設置の許可又は変更許可を取り消すことができる。

- (1) 前条第3項の規定による命令に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により設置の許可又は変更許可を受けたとき。

**【趣旨】**

ペット霊園の設置の許可又は変更許可を取り消すことができる場合について定めたものです。

**【解説】**

- (1) 第21条第3項の命令に違反した場合、市長は当該ペット霊園の設置の許可を取り消すことができます。
- (2) 虚偽などの不正な手段により第12条の許可を受けた場合、許可を取り消すことができます。

(使用禁止命令)

第23条 市長は、設置者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該ペット霊園の使用の禁止を命ずることができる。

- (1) 設置の許可又は変更許可を受けずにペット霊園を設置し、変更し、又は使用をしたとき。
- (2) 前条の規定により許可を取り消されたとき。

**【趣旨】**

ペット霊園の設置者に対して、ペット霊園の使用を禁止する命令を行う場合について定めたものです。

**【解説】**

ペット霊園を無許可で設置又は変更した場合や、第22条の許可の取消しを受けた場合は使用禁止命令をすることができます。

**(委任)**

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。